



発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の実施(六件)……(同)……一
- 公共測量の終了(六件)……(同)……二
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……三
- ……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……四
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……五
- 開発行為に関する工事を完了……七
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……七

告示

●東京都告示第千二百十号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示す

る。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(防災対策地域水準測量及び地盤沈下関連水準測量)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、品川区及び大田区各地内(防災対策地域水準測量) 千代田区、文京区、豊島区及び板橋区各地内(地盤沈下関連水準測量)
- 四 測量の期間 平成二十七年八月十日から平成二十八年二月二十六日まで

●東京都告示第千二百一十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 新宿区西早稲田三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月十日から平成二十八年三月十日まで

●東京都告示第千二百一十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区神明三丁目及び六木三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月一日から平成二十八年三月三十日まで

●東京都告示第千二百一十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市上野町地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月二十九日から同年八月三十一日まで

●東京都告示第千二百一十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

一 測量施行者 昭島市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 昭島市郷地一丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年七月一日から同年八月二十六日まで

●東京都告示第千二百十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 国分寺市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 国分寺市東恋ヶ窪五丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年七月一日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千二百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 中野区弥生町三丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年六月三十日から平成二十八年二月二十九日まで

●東京都告示第千二百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 千代田区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 千代田区内神田一丁目及び神田錦町一丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年三月二日から同年五月十五日まで

●東京都告示第千二百十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中央区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 中央区

二 測量の種類 公共測量(街区多角点及び三級基準点復旧測量)

三 測量の区域 中央区月島及び京橋各地内

四 測量の期間 平成二十七年一月十二日から同年三月二十七日まで

●東京都告示第千二百十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 町田市上小山田町地内

四 測量の期間 平成二十六年十月二十七日から平成二十七年三月二十日まで

●東京都告示第千二百二十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、杉並区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 杉並区

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 杉並区成田東四丁目地内

四 測量の期間 平成二十六年十月十五日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千二百二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区赤羽北三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月二十二日から平成二十七年六月一日まで

●東京都告示第千二百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 中野区江古田三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十五年八月五日から平成二十七年

三月三十一日まで

●東京都告示第千二百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき西東京市向台町六丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の住所及び氏名 西東京市向台町六丁目三番七号 栗島 静夫 同 右 栗島 久子
- 二 土地区画整理事業の名称 西東京市向台町六丁目土地区画整理事業
- 三 事務所の所在地 西東京市向台町六丁目三番七号
- 四 施行認可の年月日 平成二十六年十一月十七日
- 五 変更の内容 西東京市向台町六丁目千七百七十六番八から分筆された同番二十三を施行地区から除外する。
- 六 変更認可の年月日 平成二十七年八月五日

●東京都告示第千二百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千十八号

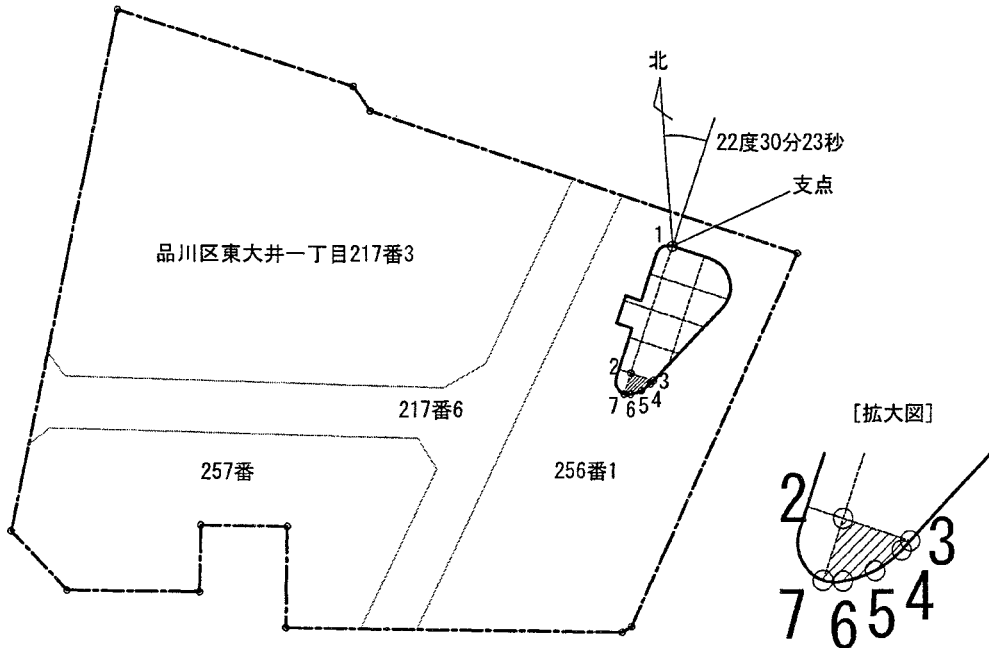
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東大井一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



地点	X座標	Y座標
1	-7713.9068	-43947.8133
2	-7726.3466	-43985.8297
3	-7719.5098	-43988.0669
4	-7720.3824	-43988.9953
5	-7723.1190	-43991.0407
6	-7726.3698	-43992.0918
7	-7728.3720	-43992.0193

**【凡例】**

- : 敷地境界
- : 筆境界
- : 調査対象地
- : 単位区画
- ▨ : 指定を解除する区域

**【支点】**  
 支点は、調査対象地の北端(No.1)とする。

**【格子の回転角度(22度30分23秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人関東パラ陸上競技協会

三 代表者の氏名

廣田 博子

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市八幡町三丁目四番二十三号 フロौर

一〇一

五 定款に記載された目的

本協会は、身体障害者に対して陸上競技大会、車椅子マラソン大会等の開催及び陸上競技の情報収集・提供に関する事業等を通して、身体障害者が積極的に社会参加することにより、共生をするというノーマイゼーションの醸成を図ると同時に、身体障害者が当協会の事業に

参加することにより、多くの友人をつくり、生甲斐を見出し、生きることへの自信を深め、自立への道につなげていくという日常生活の質の向上に寄与し、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアサポーター・もやい

三 代表者の氏名

渋谷 紀久雄

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住仲町十六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、主として高齢者・障害者を対象とし、介護保険法に基づく居宅サービス事業・介護予防サービス事業・居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業・地域生活支援事業を行う。さらに、地域包括ケアとして介護保険外の自立支援事業、介護職員研修事業、行政の委託事業など幅広い活動を行うことで、高齢者・障害者が住み慣れた町で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人医療介護福祉ネットワーク・メディアネットあだち

三 代表者の氏名

木下 敦

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区西新井本町五丁目七番十六号 ホープビル三〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く医療・介護・福祉を必要とする不特定多数の者を対象として、地域医療機関との連携を密にするためのネットワークを構築し、医療・介護・福祉に関する情報の収集・交換・提供を行い、介護福祉等のサービスを提供することによって、地域の発展に寄与し、広く公益の増進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

三 代表者の氏名

鈴木 隆

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町十六番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、環境問題が深刻化する社会状況の中で、企業、地域社会、市民に対して木材の廃棄物取扱ルール・リサイクル・環境保全の普及啓蒙に関する事業を行い、循環型社会形成の推進に寄与し、もって国民経済の発展、地球環境の保全等、公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京都中高年福祉推進員協会

三 代表者の氏名

栗澤 定彦

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町一丁目八番三号 小川町北ビル八階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、中高年齢者のライフプラン（経済、健康、生きがい、キャリア開発など）に関する講師・相談員の派遣、研修会・講演会の企画・開催、レクリエーションによる心身の健康増進、機関紙の発行などにより、中高年齢者の福祉の向上と社会の健全な発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Enak

三 代表者の氏名

橋詰 俊隆

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区千駄木三丁目四十二番十六号 二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法に基づく各種事業、福祉有償運送事業、高齢者に対する日常生活等の支援に関する事業、地域の子ども達を対象とした学習等についての教育及びその支援に関する事業、まちづくりの推進及び地域の活性化のための協力・支援に関する事業を行い、誰もが住み慣れたまちで安心して社会生活を送れるような地域社会の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国立フイジオ研究所

三 代表者の氏名

城下 貴司

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市北一丁目五番一号 なるせビル地下二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等に対する教育、指導及び支援に関する事業、リハビリテーション、健康の維持・増進、予防医療を目的とした運動等の調査、研究、指導及び実施に関する事業等を行い、国民の健康の増進及び社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Place to Grow

三 代表者の氏名

ORTIZ ANGELA MARIE (オルティス・アンジェラ・マリー)

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前一丁目六番八号 高原ビル四A

五 定款に記載された目的

この法人は、被災者及び社会的弱者に対して支援、教育、協力を行うことにより、コミュニティ及び地域経済の再生、世代間交流、人々の育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プレシヤスネット

三 代表者の氏名

齋藤 理恵子

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目二十番一号 オリピックマンションB-1九号室

五 定款に記載された目的

この法人は、吉祥寺やその周辺地域で子育てをしているママやプレママを対象として、周辺地域の情報を発信し、また、女性としてさらなる魅力を見出すための場やママ同士が安心して共有できる時間を提供することで、子育てを楽しまつつ、女性として輝くママの環境づくりを行い、また、それらを通して健全な子供の育成、及び明るい社会形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 STTC Japan

三 代表者の氏名

澤村 博

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木四丁目二十二番二号 東建参宮橋マンション一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のアスリート、市民、子どもたち、身体障がい者など、広く一般市民に対し、陸上競技の技術支援や国際交流、スポーツを通じた環境教育活動、陸上競技会の企画運営等の事業を通して、アスリートや各種競技の指導者の養成ならびに地域スポーツの活性化や市民の国際交流、自然環境の改善に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年八月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

府中市南町一丁目十五番十、府中市府中町一丁目五番地の七  
同番十地先並びに十九番一及び同番三の各一部、同番四、株式会社大内商事  
同番四地先、同番六の一部、代表取締役 大内 勝美  
二十番七並びに二十二番一  
府中市中和泉五丁目三百七番一の七  
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号  
兼六土地建物株式会社  
代表取締役 鍵市 恒成

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001